

# 議 案

議案第 1 号

令和 2 年度財政投融资計画補正

## 令和2年度財政投融资計画補正

機 関 名	財 政 融 資			産 業 投 資			政 府 保 証			合 計			参 考					
													自 己 資 金 等			再 計		
	当初計画 (億円)	補 正 (億円)	改定計画 (億円)	当初計画 (億円)	補 正 (億円)	改定計画 (億円)	当初計画 (億円)	補 正 (億円)	改定計画 (億円)									
株式会社日本政策金融公庫	36,470	93,700	130,170	214	—	214	—	—	—	36,684	93,700	130,384	(3,000) 14,423	(—) 67,210	(3,000) 81,633	51,107	160,910	212,017
沖縄振興開発金融公庫	1,248	2,436	3,684	18	—	18	—	—	—	1,266	2,436	3,702	(100) 362	(—) 1,373	(100) 1,735	1,628	3,809	5,437
独立行政法人国際協力機構	5,051	2,491	7,542	—	—	—	660	—	660	5,711	2,491	8,202	(800) 8,289	(—) 9	(800) 8,298	14,000	2,500	16,500
独立行政法人福祉医療機構	2,594	1,250	3,844	—	—	—	—	—	—	2,594	1,250	3,844	(200) 231	(—) —	(200) 231	2,825	1,250	4,075
株式会社日本政策投資銀行	4,500	—	4,500	1,000	1,000	2,000	3,500	1,000	4,500	9,000	2,000	11,000	(6,100) 17,000	(—) 1,000	(6,100) 18,000	26,000	3,000	29,000
食料安定供給特別会計外 28機関	62,001	—	62,001	3,278	—	3,278	11,661	—	11,661	76,940	—	76,940	(49,607)	(—)	(49,607)			
合 計	111,864	99,877	211,741	4,510	1,000	5,510	15,821	1,000	16,821	132,195	101,877	234,072	(59,807)	(—)	(59,807)			

財政投融资計画の運用に当たっては、経済事情の変動等に応じ、国会の議決の範囲内で財政融資又は政府保証を増額することができる。

- (注) 1 「財政融資」、「産業投資」及び「政府保証」は、それぞれ「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」(昭48法7)第5条第2項第1号、第2号及び第3号に掲げる運用、投資及び債務保証である。
- 2 「自己資金等」欄の( )書は、財投機関債(独立行政法人等が民間金融市場において個別に発行する政府保証のない公募債券をいう。)の発行により調達する金額を内書したものである。
- 3 「参考」欄の計数は、それぞれ四捨五入によっている。

## 議案第2号

令和2年度財政融資資金運用計画の一部変更

## 令和2年度財政融資資金運用計画の一部変更について

令和2年度における財政融資資金運用計画について、下記のとおり変更する。

### 記

(単位：億円)

機 関 名	現計画	追 加	追加後計画
株式会社日本政策金融公庫	36,470	93,700	130,170
沖縄振興開発金融公庫	1,248	2,436	3,684
独立行政法人国際協力機構	5,051	2,491	7,542
独立行政法人福祉医療機構	2,594	1,250	3,844

## 議案第 3 号

令和 2 年度の財政融資資金の融通条件の改定

## 令和2年度の財政融資資金の融通条件の改定について

令和2年度の財政融資資金の融通条件（令和元年12月18日決定）を下記のように改め、令和2年度特別会計補正予算（特第1号）の成立日から適用する。

なお、貸付利率は、国債の利回りを基準として財務大臣が毎月定める利率とする。

### 記

1. 記3 株式会社日本政策金融公庫に対する貸付けイ（イ）ただし書を次のとおり改める。

- ただし、（i）令和2年度における貸付けのうち2,860億円については、15年以内、15,880億円については、9年以内、820億円については、6年以内（満期一括償還）  
（ii）挑戦支援資本強化特例制度に係る貸付けについては、7年以内（満期一括償還）

2. 記3 株式会社日本政策金融公庫に対する貸付けイ（ロ）ただし書を次のとおり改める。

- ただし、（i）令和2年度における貸付けのうち4,506億円については、15年以内、11,268億円については、10年以内、288億円については、10年以内（満期一括償還）、240億円については、6年以内（満期一括償還）  
（ii）5年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付けについては、5年以内（満期一括償還）とすることができる。  
（iii）挑戦支援資本強化特例制度に係る貸付けについては、7年以内（満期一括償還）

3. 記3 株式会社日本政策金融公庫に対する貸付けイ（ハ）ただし書を次のとおり改める。

ただし、令和2年度における貸付けのうち65億円については、30年以内（20年以内の据置期間を含む。）、670億円については、15年以内、1,715億円については、10年以内、2,235億円については、

5 年以内

4. 記 4 沖縄振興開発金融公庫に対する貸付けイただし書中（イ）を次のとおり改める。

（イ）令和 2 年度における貸付けのうち 1 9 2 億円については、2 5 年以内（2 年以内の据置期間を含む。）、2 0 7 億円については、2 0 年以内（2 年以内の据置期間を含む。）、4 5 4 億円については、7 年以内（1 年以内の据置期間を含む。）